平成２３年（フ）第９６５８号
東京都練馬区石神井台３丁目26―４―404
債務者　伊東　悠太
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６５９号
東京都大田区鵜の木３丁目13―２―303
債務者　黒田　真司
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３８号
静岡市清水区中之郷２丁目５番13号、旧住所静岡市駿河区小鹿705番地の１　リュミエール三輪105号
債務者　滝田真理子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４２号
静岡市清水区殿沢２丁目12番３号　宇都宮方
債務者　永沼　　正
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３９号
青森市大字羽白字沢田436番地　市営住宅６棟10号
債務者　大野　淳子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７８１号
東京都八王子市元八王子町１丁目311番地コアラハイム203号
債務者　齊藤　　淳
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８１７号
東京都稲城市大丸207番地メゾン稲城102
債務者　勝又　五郎
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８２９号
東京都町田市玉川学園５丁目15番13号アドバンテージ101
債務者　齊藤久美子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７４号
青森県つがる市森田町山田清水35番地
債務者　山崎金四郎
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
静岡市駿河区馬渕３丁目７番５号　三鷹マンションＡ棟201号、旧住所静岡市駿河区中島3111番地の１　メゾンドール中島201号
債務者　山口　健一
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９号
静岡県浜松市西区雄踏町山崎3537番地の11　ハイマートＫＩ―201号室、前住所静岡県浜松市南区本郷町815番地の１
債務者　戸塚　　潤
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７７４号
東京都八王子市平町253番地４アネックスあづまＣ102号
債務者　磯崎　健二
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７７５号
東京都八王子市平町253番地４アネックスあづまＣ102号
債務者　磯崎　千代
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７９号
北海道帯広市自由が丘６丁目１番地26
債務者　高橋由紀子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
北海道帯広市西23条南３丁目31番地２　新緑第２Ｒ８―203
債務者　藤代　　咲
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係